

九州初！パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の 都市間相互利用を開始します

古賀市は、令和4年4月1日福津市及び粕屋町がそれぞれパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を運用開始することに伴い、同日付で両市町と九州で初めて、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の都市間相互利用の提携を始めます。

なお、令和4年4月1日に福岡県がパートナーシップ宣誓制度の運用を開始することから、県とも相互利用協定書を締結します。

■目的

古賀市は現在、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の利用者の負担を軽減し、広く市民等に周知されることで理解が深まり、ひいては、誰もが生きやすい社会にするため、福岡市と北九州市と協定を締結しています。さらに令和4年4月1日付で、福津市及び粕屋町とそれぞれ九州で初めて「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する協定書」、また、県とは「パートナーシップ宣誓制度に関する協定書」を締結します。

■実施内容

古賀市で「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を利用している人が、福津市、粕屋町、それ以外の県域内に転出する際、本市が規定している継続利用の手続き（別紙参照）を行えば、転出先でも本市が交付した受領証を活用し同様のサービスを受けることができます。（それぞれの自治体の制度において提供できるものに限る）都市間相互利用を提携した自治体から本市へ転入する場合についても同様の取り扱いをします。

■各自治体の担当課

●福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課

電話：092-643-3325 F A X：092-643-3326

●福津市市民部人権政策課

電話：0940-43-8129 F A X：0940-43-3168

●粕屋町教育委員会社会教育課

電話：092-938-0243 F A X：092-938-5601

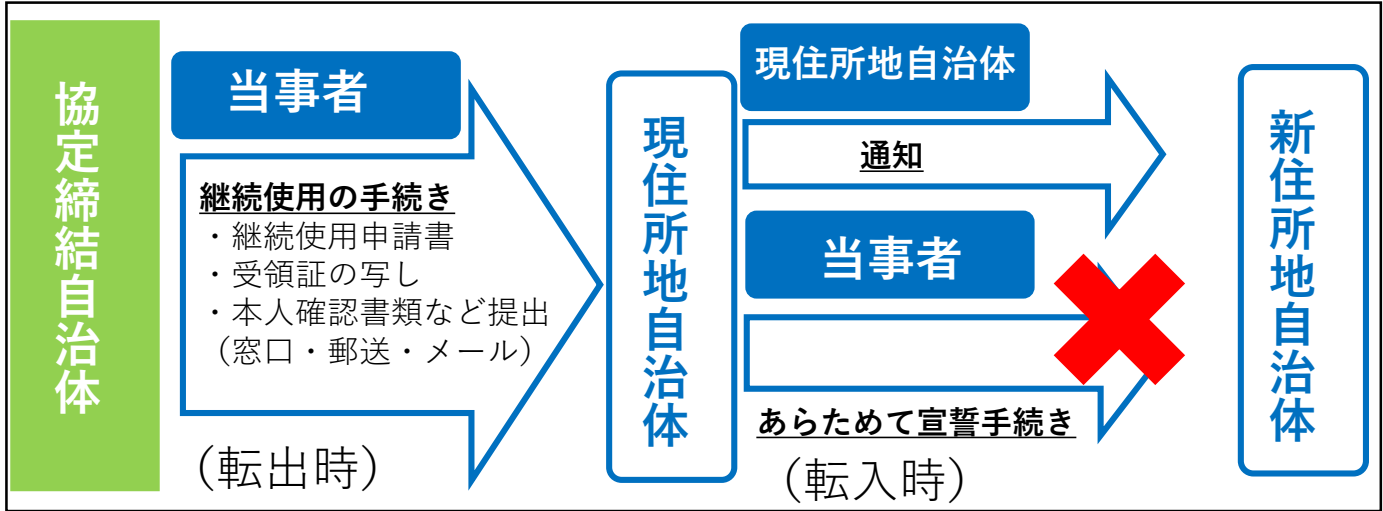
【問い合わせ先】

古賀市役所 人権センター男女共同参画・多様性推進係

担当：劉

電話：092-942-1128

都市間相互利用説明



都市間相互利用協定締結一覧

(令和4年4月1日時点)

自治体名	協定名	締結日
福岡市	パートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用に関する協定書	令和2年4月1日
北九州市	パートナーシップ宣誓制度の都市間相互利用に関する協定書	
福岡県	パートナーシップ宣誓制度に関する協定書	令和4年4月1日
福津市	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の都市間相互に関する協定書	
粕屋町	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の都市間相互に関する協定書	